

令和3年2月1日

東葛中部地区総合開発事務組合議会
令和3年第1回定例会会議録

東葛中部地区総合開発事務組合議会

東葛中部地区総合開発事務組合議会
令和3年第1回定例会会議録

目 次

○開	会	1								
○会	期	の	決	定	4					
○会	議	録	署	名	議	員	の	指	名	4
○議	案	第	1	号	4					
○議	案	第	2	号	5					
○議	案	第	3	号	6					
○一	般	報	告	8						
○一	般	質	問	9						
○閉	会	9								
○署	名	10								

東葛中部地区総合開発事務組合議会
令和3年第1回定例会会議録

○
令和3年2月1日（月）午後1時59分開議

議事日程

- 日程第1 会期の決定
日程第2 会議録署名議員の指名
日程第3 議案第1号 東葛中部地区総合開発事務組合経費の分賦率を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第4 議案第2号 令和2年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計補正予算について
日程第5 議案第3号 令和3年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計予算について
日程第6 一般報告
日程第7 一般質問

出席議員（6名）

1番 石原重雄君 2番 青野直君
3番 鬼沢徹雄君 4番 助川忠弘君
5番 星野順一郎君 6番 西垣一郎君

説明のため議場へ出席した者

管理者 秋山浩保君 副管理者 井崎義治君
代表監査委員 山崎直人君 会計管理者 谷口恵子君
事務局長 片桐司君 主管者 稲荷田修一君
主管者 中野秀紀君 主管者 小林修君
総務課長 矢代秀行君

職務のため議場へ出席した者

総務課主幹 吉澤誠君

○
午後1時59分開会

○議長（青野直君） 大変お待たせをいたしました。ただ今から、東葛中部地区総合開発事務組合議会、令和3年第1回定例会を開会いたします。

○
午後 1 時 5 9 分開議

○議長（青野 直君） 直ちに会議を開きます。

○議長（青野 直君） まず初めに、定例会招集の挨拶並びに事業報告を求めます。秋山浩保管理者。

〔管理者 秋山浩保君挨拶〕

○管理者（秋山浩保君） 本日、ここに東葛中部地区総合開発事務組合議会令和 3 年第 1 回定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

初めに新型コロナウイルス感染症への対応について御報告いたします。まず、みどり園における新型コロナウイルス感染症感染者の集団発生についてです。

昨年 1 2 月 2 日に、利用者 1 名の新型コロナウイルス感染が判明したことから、千葉県がみどり園における全ての利用者と職員の PCR 検査を実施して、新たに利用者 6 名の感染が判明しました。

1 2 月 4 日以降は、千葉県の新型コロナウイルスクラスター等対策チームが派遣され、職員とともに感染拡大防止に努めてまいりましたが、昨年 1 2 月 2 1 日までに、感染者は利用者 3 8 名、職員 7 名の計 4 5 名となりました。

関係者の懸命の努力により、その後 1 か月、みどり園内での新たな感染者は確認されず、本年 1 月 2 2 日に千葉県はみどり園における集団感染の終息を宣言しております。

みどり園の集団感染では、千葉県はもとより、PCR 検査における我孫子市の応援や衛生備蓄品の提供など、構成市をはじめとする関係機関の皆様から多大なる御支援をいただきました。

この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

みどり園及びみどりの家の設置者である当組合は、この度の集団感染を教訓として、指定管理者とともにあらためて感染対策に努めてまいります。

次にウイングホール柏斎場の状況です。

本年 1 月 7 日付で緊急事態宣言が再発令されたことに伴い、建物内での飲食禁止、参列者数の抑制依頼を行うなどの感染拡大防止対策を行っておりますが、今後とも状況を注視ながら対策を講じてまいります。

続きまして、前定例会以降における組合の主要事業の状況につきまして御報告いたします。

始めにウイングホール柏斎場でございます。

増加する火葬需要への対応として、今年度も火葬炉 3 基の更新工事を

行っております。

1日21件の火葬を維持しながら、本年4月の供用開始に向けて、工事は順調に進捗しておりますが、引き続き来場される方へは十分に配慮しながら進めてまいります。

また、地元周辺8町会で構成する布施斎場対策委員会の要望については、構成市のお力を借りながら、引き続き地域住民の方々との協議を進め、御理解と御協力を賜りたいと考えております。

次に、みどり園改築等PFI事業でございます。

事務組合において実施いたしました令和元年度のモニタリング結果を、みどり園指定管理者審査会において評価いただきました。

モニタリングの実施状況は、計画に基づき概ね適正に実施され、履行状況、サービスの質等の各項目の評価も適正に行っていると示されておりますが、その中で保護者の立場に寄り添うことや危機管理体制の拡充、モニタリングの評価方法などについて、具体の御助言をいただきました。

これらの御助言を踏まえ、本事業の目的であります、利用者へのサービス向上に向けて、利用者の皆様が安心して安全に過ごしていただけるよう、監視と協力体制を充実してまいります。

次に、令和3年度一般会計当初予算についてでございます。

事務事業全般について、限られた財源を有効に活用するため、緊急性や必要性の高いものに重点を置き予算編成をいたしました。

その結果、当初予算では前年度と比べて6,380万6千円の増額、率といたしまして7.54%の増で、歳入歳出予算総額が9億1,021万円となりました。

歳出の主な増額要因となっておりますのは、民生費で新型コロナウイルス感染症の防止対策として、防護服等の感染症対策備蓄品の購入、衛生費で多目的公園整備に係る設計委託や用地購入費などがございます。

また、令和3年度におきましても火葬炉3基を更新する予算を計上しておりますが、次年度の工事をもちまして4年に渡る火葬炉の増設と入替えを完了する予定でございます。

厳しい財政運営であります。維持管理経費の平準化を図りながら、必要な事業運営を進めてまいります。

最後になりましたが、本日は経費の分賦率を定める条例の一部改正条例を始め3議案について、御審議いただく予定となっております。

議員各位におかれましては、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶並びに事業報告といたします。

以上です。

○議長（青野 直君） 日程に入るに先立ち報告をいたします。

地方自治法第121条の規定による説明員の出席要求に対し、当局より説明員の職及び氏名の通知がありました。

また監査委員から令和2年7月分から11月分に関する例月現金出納検査の結果報告及び令和2年度定期監査の結果報告がありました。

いずれも各位のお手元に配付の印刷物により、御了承願います。

以上で報告を終わります。

○議長（青野 直君） 日程に入ります。

○議長（青野 直君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。

会期は会議規則第4条第1項の規定により、本日1日と定めたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（青野 直君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決まりました。

○議長（青野 直君） 日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第19条の規定により、議長において、助川忠弘議員及び星野順一郎議員を指名いたします。

○議長（青野 直君） 日程第3、議案を上程いたします。

議案第1号を議題に供します。

〔末尾参照〕

○議長（青野 直君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（片桐 司君） はい。

御確認いただきます資料は、東葛中部地区総合開発事務組合令和3年第1回定例会議案及び議案資料でございます。

この議案書の2ページを御覧ください。

議案第1号は、東葛中部地区総合開発事務組合経費の分賦率を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

事務組合同規約第11条では、事務組合経費は組合事業による収入やその他の収入を充て、なお不足するときは関係市に分賦し、負担金として歳入に繰り入れることと規定され、その負担割合を条例に定めております。

それぞれの経費は、関係市の人口、財政状況、組合施設の利用状況等を基に、人口割、財政割、受益割及び均等割として定めた割合から算出

してございます。

条例施行日は本年4月1日とさせていただきます。

続きまして、議案及び議案資料の4ページを御確認ください。

このたびの改正は、総務費、民生費及び衛生費に関する分賦率を改めたものでございまして、変更される箇所につきましては、4ページの新旧対照表内の下線部分となっております。

何とぞ御審議のうえ、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（青野 直君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

発言を許します。質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（青野 直君） ないものと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（青野 直君） 挙手全員でございます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（青野 直君） 日程第4、議案第2号を議題に供します。

〔末尾参照〕

○議長（青野 直君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（片桐 司君） はい。

それでは、東葛中部地区総合開発事務組合令和3年第1回定例会議案及び議案資料の5ページを御確認くださいませ。

議案第2号は、令和2年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計補正予算を定めようとするものでございます。

補正の内容でございますが、同じ議案及び議案資料の8ページ、歳入歳出予算事項別明細書を御確認ください。

歳入の表にございます7款繰越金につきまして、前年度繰越金を1,019万1千円の増額とし、歳出の2款総務費に同額を増額して施設整備基金に積み立てるものでございます。

その結果、本年度の歳入歳出予算の総額を8億5,659万5千円とするものでございます。

何とぞ御審議のうえ、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（青野 直君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。
発言を許します。質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（青野 直君） ないものと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（青野 直君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（青野 直君） 日程第5、議案第3号を議題に供します。

〔末尾参照〕

○議長（青野 直君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（片桐 司君） はい。

議案第3号は、令和3年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計予算を定めようとするものでございます。

それでは先ほどと同様の資料、議案及び議案資料の12ページを御確認ください。

予算編成に当たりましては、緊急性や必要性の高い事業への配分を重点的に計上させていただき、歳入歳出予算の総額は、それぞれ9億1,021万円と決めました。

款項の区分と金額は、議案及び議案資料の13ページに歳入、14ページに歳出を記載した第1表によるものとしてあります。

予算の概要でございますが、別冊の令和3年度一般会計当初予算案の概要をお取りいただき、4ページ、5ページで歳入の内訳及び増減理由を御確認いただきたいと思います。

1款の分担金及び負担金は、6億648万4千円で、令和2年度予算に比べて、4,300万8千円の増額となっております。

これは総務費の運営費は減額となっておりますが、衛生費の地元対策費用である、多目的公園の整備における用地購入費が増額になったことによるものでございます。

2款の使用料及び手数料は1億313万5千円で、令和2年度に比べて80万円の増額としておりますが、実績を勘案いたしまして、火葬場と式場使用料を増額、霊柩自動車と霊安室の使用料を減額したことによるものでございます。

次に4ページ、5ページの表の下の部分にあります、9款の組合債で

これは斎場施設整備基金として起債いたします、火葬炉設備更新工事に係る分として、1億4,000万円を計上させていただきました。

続きまして同じ資料、当初予算案の概要の12ページと13ページを御確認いただきたいと存じます。

歳出の主なものにつきまして説明をさせていただきます。

2款総務費は、委託料等の精査による64万3千円の減。

3款民生費は、みどり園における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、防護服等の備蓄資機材購入費を計上し、令和2年度比148万7千円増の、5,686万7千円となっております。

4款の衛生費は、令和2年度比6,189万2千円の増額で、6億9,159万5千円となっております。これは、ウイングホールの需用費における修繕料が減額とはなりましたが、先ほど申しあげました多目的公園整備に係る用地購入費と整備計画、基本設計と実施設計を一体化して行う設計委託等により、委託料及び公有財産購入費が増額となっております。

さらに委託料では、令和3年度がウイングホールの夜間受付を含む警備業務や斎場の予約受付、使用料徴収、会葬者や葬祭業者の館内誘導や調整を含む清掃業務委託等の長期継続契約の更新年に当たり、人件費の高騰による委託料の増額を反映させていただきました。

また工事請負費におきましては、斎場施設整備事業として、令和元年度から毎年3基更新しております火葬炉につきまして、最後の3基の入替工事を実施するに当たり、最終撤去作業等による増額を見込んだものとなっております。

次に5款、公債費につきましては、令和2年度比107万円の増額で9,789万1千円となりました。これは、既に借入れた分の元金償還分の増額と、令和2年度借入分の利子を計上したことによるものでございます。

6款、予備費は1,000万円を計上させていただきました。

以上によりまして、令和3年度当初予算の歳入歳出予算総額は、先ほど管理者からもございましたとおり9億1,021万円となり、令和2年度に比しまして6,380万6千円の増額、率にいたしまして7.54パーセントの増となっております。

以上簡単ではございましたが、当初予算の概要でございますが、何とぞ御賛同賜わりたく、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（青野 直君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

発言を許します。質問はございませんか。

〔挙手する者あり。〕

○4番議員（助川忠弘君） 一点だけよろしいでしょうか。

○議長（青野直君） はい、どうぞ。助川議員。

○4番議員（助川忠弘君） はい。柏の市議会議長、助川でございます。

先だっの監査でも若干お話したのですが、一般会計予算に関する説明書の14ページの衛生費の負担金、補助及び交付金の801万6千円のうち、800万円分が地元8町会への負担金ということでよろしいでしょうか。

○議長（青野直君） 答弁を求めます。事務局長。

○事務局長（片桐司君） はい。助成金の交付につきましては、交付先は布施斎場対策委員会となっておりますが、その用途につきましては、8町会を前提としたものとして理解をしてございます。

○4番議員（助川忠弘君） はい、議長。

○議長（青野直君） はい、どうぞ。助川議員。

○4番議員（助川忠弘君） 質問より、要望でございます。

地元町会に送られるということで、先だっ柏市の中で行政連絡費という町会に対する補助金の中で、それを町会費に収入として組み込まないで、町会の総会等に出した事例があり、議会でも大きな問題になったのが記憶に新しいところでございます。

渡したから、こちらはいいのではなく、しっかりと受け取った町会としても収入にそれを入れていただいて、町会のほうに出していただけるように、しっかりとチェックをしていただきたい。

もし万が一、それを町会のところでは収入として入れなかった場合に、柏市だけでなく全体としての信頼に関わることだと思しますので、ここだけは強くお願いしまして、私からの質問とさせていただきます。

答弁は結構でございます。

○議長（青野直君） 管理者、よろしく申し上げます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（青野直君） ないものと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（青野直君） 挙手全員でございます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（青野直君） 日程第6、一般報告を行います。

お諮りいたします。

一般報告につきましては、別紙印刷物をもって省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（青野 直君） 御異議なしと認めます。

よって、一般報告は別紙印刷物をもって省略いたします。

○

○議長（青野 直君） 日程第 7、一般質問を行います。

質問を許します。質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（青野 直君） 質問ないものと認めます。

よって一般質問を終結いたします。

○議長（青野 直君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件等は、すべて議了いたしました。

これをもちまして、東葛中部地区総合開発事務組合議会令和 3 年第 1 回定例会を閉会いたします。

午後 2 時 2 0 分閉会

会議規則第19条の規定により下記に署名する。

令和3年2月17日

議会議長 青 野 直

議会議員 助 川 忠 弘

議会議員 星 野 順一郎

資料

令和3年2月1日

東葛中部地区総合開発事務組合
令和3年第1回定例会

議案第1号～議案第3号

東葛中部地区総合開発事務組合

東葛中部地区総合開発事務組合経費の分賦率を定める条例の一部を改正する条例の制定について

東葛中部地区総合開発事務組合経費の分賦率を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 2 月 1 日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋 山 浩 保

提案理由

関係市に分賦する経費の分賦率を改めたいので提案する。

東葛中部地区総合開発事務組合条例第 号

東葛中部地区総合開発事務組合経費の分賦率を定める条例の一部を改正する条例

東葛中部地区総合開発事務組合経費の分賦率を定める条例（平成18年東葛中部地区総合開発事務組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

本則各号を次のように改める。

(1) 総務費に関する分賦率

柏市	100分の54.4
流山市	100分の26.7
我孫子市	100分の18.9

(2) 民生費に関する分賦率

柏市	100分の54.4
流山市	100分の25.8
我孫子市	100分の19.8

(3) 障害者支援施設及び共同生活援助事業所の建設並びに建設に係る債務の償還に関する分賦率

柏市	100分の50.2
流山市	100分の26.7
我孫子市	100分の23.1

(4) 衛生費に関する分賦率

柏市	100分の54.5
流山市	100分の25.7
我孫子市	100分の19.8

(5) 斎場の建設並びに建設に係る債務の償還に関する分賦率

柏市	100分の50.1
流山市	100分の27.2
我孫子市	100分の22.7

附 則

この条例は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計補正
予算について

令和 2 年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計補正予算を次
のとおり定める。

令和 3 年 2 月 1 日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋 山 浩 保

令和2年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計補正
予算（第1号）

令和2年度東葛中部地区総合開発事務組合の一般会計補正予算
（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,191千円
を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ856,59
5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」
による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 繰越金		1,000	10,191	11,191
	1 繰越金	1,000	10,191	11,191
歳 入 合 計		846,404	10,191	856,595

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		54,500	10,191	64,691
	1 総務管理費	54,443	10,191	64,634
歳 出 合 計		846,404	10,191	856,595

令和3年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計予算
について

令和3年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計予算を次のとおり定める。

令和 3年 2月 1日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋山 浩 保

令和3年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計予算

令和3年度東葛中部地区総合開発事務組合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ910,210千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		606,484
	1 負担金	606,484
2 使用料及び手数料		103,135
	1 使用料	103,102
	2 手数料	33
4 財産収入		2
	1 財産運用収入	2
5 寄附金		1
	1 寄附金	1
6 繰入金		40,000
	1 基金繰入金	40,000
7 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
8 諸収入		19,588
	1 預金利子	1
	2 雑入	19,587
9 組合債		140,000
	1 組合債	140,000
歳 入 合 計		910,210

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
2 総務費		53,857
	1 総務管理費	53,800
	2 監査委員費	57
3 民生費		56,867
	1 社会福祉費	56,867
4 衛生費		691,595
	1 保健衛生費	691,595
5 公債費		97,891
	1 公債費	97,891
6 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		910,210

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
斎場施設整備事業	140,000	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内。 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金についてはその融資条件により、銀行その他の資金についてはその債権者との協定による。ただし、組合財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。

